

第16回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年12月7日（月）14:15～15:56
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、森下竜一
 - （専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人、圓尾雅則
 - （事務局）刀禰規制改革推進室次長、佐久間参事官、野澤企画官
 - （厚生労働省）医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 長田浩志生活衛生課長
吉岡明男生活衛生課課長補佐
 - （文部科学省）義本博司大臣官房審議官（高等教育局担当）
高等教育局 谷村隆昌国立大学法人支援課課長補佐
 - （経済産業省）産業技術環境局 宮本岩男大学連携推進室長
4. 議題：
 - （開会）
 1. 理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し（フォローアップ）
 2. 移動理美容車の許可基準の在り方の見直し
 3. 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等（フォローアップ）
 - （閉会）
5. 議事概要：

佐久間参事官 時間になりましたので、ただいまから第16回「規制改革会議 投資促進等ワーキング・グループ」を開催いたします。

皆様におかれましては、御多用中御出席をいただきまことにありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は大崎座長にお願いしたく存じます。

よろしく願いいたします。

大崎座長 皆さん、お忙しいところどうもありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本日の議題「1. 理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し（フォローアップ）」について議論したいと存じます。

本件は参考資料1にございますとおり、本年6月の答申に盛り込んだ理美容業に関する7項目について、数次にわたり議論した経緯も踏まえ、今期の重点フォローアップ事項として対応の状況について伺うものでございます。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

厚生労働省（長田生活衛生課長） 厚生労働省で理容美容関係の担当をしている生活衛生課長の長田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

先ほど座長からもございましたように、理美容サービスの関係につきまして今年の6月16日に当規制改革会議から答申をいただき、それを踏まえる形で規制改革実施計画が6月30日に閣議決定されています。

その中で、先ほどもございましたように、全部で7つの宿題を私どもにいただいておりますので、その宿題への対応状況につきまして、以下資料1にまとめさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして2ページの「出張理美容に係る規制の見直し」で、理容師法・美容師法においては、理容所または美容所でサービスを提供することが原則になっているわけですが、政令で一定の場合には出張理美容という形で、理容所・美容所以外でできるという仕組みがございます。

その中の要件の一つとして「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」という要件が定められておるわけですが、例えば骨折の場合であるとか認知症の場合であるとか、そういったものについて、自治体の中で運用にばらつきがあるのではないかと。そういったことから、少なくとも今、申し上げたようなことについては、この要件にも該当し得るということをしっかりと明確化をすべきという宿題をいただいております。

これにつきましては、早速6月末の閣議決定を受けまして、その翌日の7月1日付で資料4ページの事務連絡を発出させていただいております。骨折した方や認知症の方が、そのことによって理容所・美容所に来ることができない場合も含まれることを取り急ぎ周知をしております。

ここの部分の運用につきまして、各都道府県がこういったケースを認めているのかといった調査もかけさせていただいておりますので、取り急ぎこういった対応をさせていただいておりますが、さらに周知、共有をすべき点があるかにつきましては、引き続き精査をさせていただいているという状況でございます。

お戻りいただきまして2ページの2番は「『疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者』の拡大」で、疾病としては御本人の状況によって動けない、移動できないということが基本的には想定されていると思いますが、直接のサービスを受ける本人が疾病という状態の場合以外にも、例えば育児、介護をすることによって育児者、介護者がなかなか家を空けられないといったことに対しても一定のニーズがあるのではないかと。こういった御指摘を踏まえて対応を講じることになっている部分でございます。

この点につきましては、上の話と合わせまして都道府県に対して、例えばこういった問題について要望を受けている状況でございますとか、条例化をしている状況などについて

調査を実施しており、さらに子育て支援に関わっている方などからの意見などをお聞きしている状況でございます。そういったことを踏まえて最終的にどういった形でこの部分の措置をするのかにつきまして、平成27年度中に結論、措置ということになっておりますので、それに間に合う形で対応したいと思っております。

3番目の「出張理美容に係る規制の見直し」に係る実施主体の在り方でございますけれども、出張理美容に関しましては、もともと店舗で実施していただくことを原則としているのは、衛生上の管理の問題があるわけでございます。したがって、出張サービスを行われる場合には、一定の衛生管理のための参考となる指針といったものを通知でお示しして、そういったことにきちんと意を砕いてほしいということをお願いしております。

合わせまして出張理美容については、過去の通知におきましては、店舗開設者がこれまでもきちんと対応していける体制が整っているという意味におきまして、その主体としてふさわしいとの見解も示させていただいておりますが、ふさわしいということは裏を返せばそこに限定されているということでは必ずしもございません。そのことについて改めて誤解のないように御周知をせよという宿題でございます。

この点につきましては、毎年1回県の担当課長会議を開催しておりまして、今年はそれを2月に予定しておりますので、その会議を通じまして対応したいと考えております。

もともと全体の規制改革実施計画の内容そのものにつきましては、7月1日時点で情報提供いたしておりますけれども、この会議を通じて改めてその点について対応したいと考えております。

4点目の「理美容業の在り方に係る規制の見直し」の理容及び美容の範囲の見直しで、利用者が男性か女性か性別に着目をしてサービス内容を定めている昭和53年に私どもがご出ささせていただいた通知について見直すべきという点でございます。この点につきましては、7月17日付の通知により対応済みでございますけれども、その内容については5ページに整理をさせていただいております。

従来ございました昭和53年通知は、この資料上は「旧通知」と表現をさせていただいておりますけれども、まず「理容師の業務範囲（抄）」として、文章の書き方が非常に読みにくい書き方になっておりますが、かみ砕いて申し上げますと男子に対する仕上げを目的とするパーマは差し支えない。これ以外のパーマを行ってはならないということですから、すなわち女性に対するパーマはできないという内容になっていたということでございます。

一方美容師でございますけれども、美容師が行うカッティングにつきまして、パーマ等の行為に伴う美容行為の一環としてカッティングを行うことは、その対象の性別の如何を問わず差し支えない。また、女性に対するカッティングはパーマの行為との関連の有無に関わらず差し支えないという書き方になっておりまして、こちらをかみ砕いて申し上げますと、男性についてはパーマ等の美容行為の一環として行う場合のみができる。逆に言えば男性に対する単純カットはできないと読み得る通知になっていたということでございます。

これにつきまして、規制改革での議論を踏まえまして、新しい通知は理容師がパーマを

行うこと、美容師がカットを行うことを性別の如何にかかわらず差し支えないということ
をシンプルに明確にしたところでございます。

お戻りをいただきまして3ページ目「理美容業の在り方に係る規制の見直し」は、理
容所・美容所の重複開設の関係でございます。いろいろ御議論をいただいた上で、結果、
理容所・美容所のそれぞれの必要な要件を満たして、かつ施術者の全てが理容師と美容師
の両方の資格を持っていらっしゃる店舗については、理容所・美容所の重複開設、いわゆ
る二枚看板を立てていただいて事業を実施していただくことを認めるということでござい
ます。

この点につきましては、重複開設の状況は最低限把握させていただく必要がございます
ので、重複開設の届けを出していただくということで、そのことを盛り込んだ省令改正を
今、準備をしております。その省令につきましては、12月中旬と書いておりますが、恐ら
く予定どおりであれば今週中にもこの省令が出せるのかなと思っております、それを受
けて実際の運用といたしましては4月1日に施行予定で対応をしまいたいと思ってお
ります。

6点目の「両資格の取得の容易化」と7点目の「国家試験及び養成施設の教育内容」で
ございますが、まず一つは上の重複開設の条件として両方の資格を持っているという要件
を求めさせていただいておりますが、現状、それほど両方の資格を持っている方が多数い
らっしゃるという状況では必ずしもございませんので、そこは両方取りやすくするという
枠組みが必要なのではないかということで、このような宿題をいただいていると理解して
おります。

7番目は国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容
師・美容師を養成するという観点から見直しの検討をすべきではないか。よく例に挙げら
れますのが理容師・美容師の教育課程の中で保健という課目がございますけれども、その
中に例えば人体の構造機能がございます。もちろん、理容師さんと美容師さんは皮膚を扱
いますので、そういった保健の中でも、皮膚の問題などはきちんと学んでいただく必要が
あるのだらうと思っておりますが、内臓にかかわる人体のものなどもこの教科書の中に含
まれて、そういったものが試験に出るということもございます。

それは理容師・美容師として営むことにおいて必ずしも必要ないのではないかといた
御指摘もいただいております、むしろより技術を磨くという点で、実習により力を注ぐ
べきではないかといったことに関しましては、我々もそういった認識を持っているところ
でございます。

この6と7につきましては、いずれも養成課程に関わる話という意味で共通いたします
ので、この6と7の2つの宿題を一体として議論をいただく場といたしまして、先月11月
13日に理容師・美容師の養成のあり方に関する有識者、関係者からなる検討会を立ち上げ
たところでございます。

その検討会につきましては6ページにございますとおりで、基本的にはこの規制改革実

施計画でいただいた内容を検討することをミッションとして構成したものでございまして、来年の夏から秋ぐらいを出口として議論をお願いしているものでございます。

参考までに簡単ではございますが、7ページに私ども事務局でお示した第1回の検討会での主な論点をつけさせていただいております。

1点目が、理容師または美容師のいずれか一方の資格を持った方が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方でございます。特に教科課目の中では衛生管理とか保健でございますが、既に教科書などが共通化されているようなものがございまして、教科書としては異なっているけれどもかなり内容が近接しているような部分もございまして、そういったところを中心に履修免除可能な課目範囲についての検討を進めていきたい。

実習につきましても、理容師・美容師は技術内容が異なるわけではございますが、実務経験を積んだ方が本当に一般の学生が学ぶのと同じような形で、一から実習を全て履修する必要があるのかといった議論がございますので、そういったことの積み重ねをいたしまして、今、養成課程がそれぞれ昼夜間課程で言えば2年になっておりますので、両方の資格を今の仕組みのままで取るとすれば2年と2年で合計4年かかることになるわけではございますが、ここの修業期間を、履修免除がどこまで実質的に可能か議論の上に、修業期間の短縮の方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

「2 養成施設における教科課程について」は非常にざっくりとした書き方になっておりますけれども、先ほど申し上げたような問題意識を踏まえまして、今、各必修課目の中で教えられている内容と理容師・美容師の現場実務との兼ね合いの中で、必要性の程度といったことをよく精査をして、教科課目に関してはより実務に即した教科内容に重点化していくという方向で検討を進めていければと思っておりますし、重点化により浮いた部分を実習とか技術を向上させるといったところに振りかえていくといったメリハリのきいた見直しを進めていけたらと考えております。

「3 国家試験の内容等について」は、国家試験とは養成課程における履修の到達をきちんと確認するという性格のものでございますので、養成課程そのものの中身が変われば当然それに連動して国家試験の内容も整合性を持った形で修正していくということになるかと思っております。

駆け足で恐縮でございますが、とりあえず現時点の検討状況の御報告といたしまして、以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

では、私からよろしいですか。2点お伺いしたいのですけれども、一つはまず、最後に御説明いただきました養成のあり方に関する検討会の今後なのですが、どのようになるかはともかくとして、何らかの試験の内容とか養成施設の具体的なあり方とかが変わることが想定されていると思うのですが、何年度ぐらいにはそれが実施されると今のところ見ておられるかということです。

もう一つは、今、御説明いただいたのはそれぞれ閣議決定された事項についての進捗状況なのですが、理容師・美容師の問題あるいは理美容業の問題は、別に閣議決定されたことに限らず、他は全くいじらなくてもいいということでもないような気もするのですが、その辺は何か厚労省として閣議決定に書かれている範囲の外で御検討になっていることがあれば教えていただけないかということです。

厚生労働省（長田生活衛生課長） まず1点目の何年度から実施という部分でございませぬけれども、この養成課程に関しましては、基本的には省令なり告示なり、物によってはそれを補足する通知で規定をしておりますので、当然、その改正の内容を反映する形で省令告示等の改正をすることになるかと思っております。

規制改革の計画は、平成28年度に結論、措置となっておりますので、そういった法令上の手当てにつきましては平成28年度中に対応したいと考えております。ただ、あとは見直しの内容の程度とか規模感によって、実際の現場としてどの程度の準備期間を置いて移行に向けて対応できるかというところはあろうかと思っておりますので、全体の検討の中身とあわせてそこは考えたいと思っておりますので、現時点でいつから確実にできるということはなかなか申し上げにくいというのが現状でございます。

例えば教科書一つとっても、今の内容に若干のマイナーチェンジをする程度のものであればすぐに実施可能になるかと思っておりますし、かなり大幅な変更を伴う見直し内容というレベルまでいけば、一定の準備期間は必要になるのかなと思っております。

2点目は先生がおっしゃるとおり、一般的には、当然所管の行政といたしましてその時々課題が出ればそれにしっかり対応していくということかと思っております。現時点で業界などとも密なコミュニケーションをとっておりますが、規制改革の計画で取り上げていただいている以外のところで大きな制度を変えるという議論とか問題提起が今、何か持ち上がっているかという状況ではございませんし、私どもとしてもそこまでのものが現時点で想定されているわけではございませんので、そういう意味で今の時点では特に具体的なものとしてはないというお答えになります。

大崎座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

川本専門委員。

川本専門委員 いろいろ答申を執行されているのは喜ばしいことだと思います。ちょっと細かい点で確認なのですが、先ほどの理容業・美容業の範囲のところ、具体的に言えば4番で、男性か女性かの性別で業務範囲が規定されているところを変えるということなのですが、ここを変えると基本的には理容師・美容師の業務範囲の中で男性、女性で記述されているものは一切なくなるという理解でよろしいのですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長） もともと根っこに理容師法、美容師法という法律に基づいて理容師が行うもの、美容師が行うものが書かれております。一番典型的なところで申し上げますと、理容師はシェービング、ひげそりという業務がございませぬが、美容師に

については基本的にはそこは認められておりませんので、そうした違いがございます。

今回はあくまで議論があったパーマ、カットという部分に関して実態等を踏まえる中で、そこに性差で区別をしていくことの合理性は必ずしもないのではないかという時代の流れの中で、この対応をさせていただいたということでございます。

特にシェービングなどは人の皮膚に触れていくということで、理容の養成課程ではそういったものを技術的にもきちんとして教えますし、美容の課程では対象に入っていないので、そこは根っこのところで当然違う部分がございます。

大崎座長 ほかにいかがでしょうか。

森下委員。

森下委員 今回、見直しに関して非常に早い時期に事務連絡で周知をしてくださるということで、使いやすい出張理美容に関する規制の見直しに関して早期に対応していただいております。

一方で、今後、今回の検討は都道府県のほうで結構問題が起きているというか、厚労省の言っている内容が各都道府県に行くとなかなか伝わっていないというケースも非常に多いかと思っておりますので、引き続き各地方公共団体に周知徹底されているかどうかに関しても、先ほど全国会議等があるという話でしたから、そういう場を含めてぜひヒアリングしていただいて、もし周知徹底できていないところがあれば、継続的にここはお願いしたいと思います。

もともとこの問題は各地方公共団体で解釈が異なるということが非常に大きな問題だと思っておりますので、ぜひそこはよろしくお願いしたいと思います。

大崎座長 よろしいですか。

どうぞ。

小林専門委員 項目の2番を確認させていただきたいのですが、先ほどの御説明の中で私のほうで十分理解できなかったものでもう一度お願いしたいのですが、いわゆる利用者のニーズ把握の点です。

これは例えば都道府県のお役人の方にお話を聞いてもなかなかわからない部分もあるかと思っておりますので、先ほどいろいろな介護の方とかお話があったので、どんな範囲でニーズの探查といいますか、必要な処置をされているかを教えていただけますでしょうか。

厚生労働省(長田生活衛生課長) まだ十分できているわけではございませんけれども、まず自治体に関しては、そういった具体的な要望を受けているかどうかについて聞いております。

子育ての関係につきましては、例えば小さいお子さんと親子が集うような子育て広場とか子育て支援センターとか呼ばれる場が最近急速に広がっております。そういったところで支援にかかわって、育児に対応しているお母さん方と日ごろよく接しておられる関係者の方などから話を聞いております。

一見、当然育児で手が放せないからニーズがありそうだということに関して言えば、そ

こだけ捉えればそうだろうと思うのですけれども、一方で例えば小さい赤ちゃんだったりとかした場合には、そこに誰か理容師さん、美容師さんに来ていただいて、そのときの赤ちゃんをどうするのかという話もあり、理想的には今、子育ての側でも一時預かりサービスだとかといったことがどんどん広がってきていますが、むしろそういったことを充実させて気分転換も兼ねて理容所・美容所に来られるような状況をつくったほうがいいのではないかと御意見などもございますので、ただニーズがあるから全て対応するということには必ずしもならないのかなと思っておりますが、ニーズが全くないと言うつもりはございませんので、そのあたりのバランスも踏まえながら最終的にどのようにするかは考えたいと思っております。

道垣内専門委員 項目の6と7については検討会を設置されるということでしたけれども、これまでの改正等についてもこういう検討会は設置されていたのでしょうか。また、このメンバーは関係者が非常に多いように見受けられます。ヒアリングの対象になってもよさそうな方々が構成員にならているように思います。これに加えてさらに実態を聞かれるのでしょうか。

ヒアリングをされる場合、サービスを提供する側は簡単に聞けると思うのですけれども、サービスを受ける側は自分の生活の中ではごくごくわずかなパーセンテージしか占めない問題ですので、そんなに熱心な人はなかなか見つからないと思います。そのあたりはどのようにされるのか。

最後に、検討会の議論の結果をどう使うかについて、何か定めがあるのでしょうか。単なる参考意見なのか、少し拘束的なのか。そのあたりの位置付けを教えてくださいと思います。

以上です。

厚生労働省（長田生活衛生課長） まず、位置付けから申し上げますと、これは行政上の懇談会という位置付けになります。例えば法に基づいて置かれている審議会は、その審議会に対してはこういう諮問をなささいということが法律上明確に書かれております。制度的なことだけで言えば、そういうことが制度的に担保されているというものではございません。

ただ、我々は規制改革実施計画という閣議決定された内容の実現のためにこの検討会を置いておりますので、当然ながらこの検討会の検討結果に即して、必要な制度改正を行うべきものという前提のもとでこの検討会も立ち上げているところでございます。

今後の議論に当たってでございますけれども、検討の状況にもよってくると思いますが、必要があればこの構成員の中の議論だけで足りないという判断があるとするれば、ヒアリングみたいな手法を組み合わせていくことはあり得ることだろうと思っております。

利用者の視点をどう組み込んでいくかはなかなか難しい部分ではございますけれども、必ずしも利用者代表ということではございませんが、少しそういった目線での議論を期待するという意味で、マキアの編集長の方などに加わっていただいているというのはい

ったところを多少は意識した部分ではございます。

川本専門委員 今回の御質問で少し考えたのですけれども、審議会などでは審議過程を公開していくことが法律的にも求められていると思うのですが、本件は同じような扱いで世の中に開示しながら議論を進めるということによろしいですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長） この検討会そのものは公開の検討会として、もちろん会場のキャパシティの問題がありますけれども、マスコミも含めて受け入れが可能な範囲で傍聴も受け付けをさせていただいておりますし、検討会の資料は全てホームページで公表するという扱いをさせていただいております。

先ほど質問に対する回答が一つ漏れておりましたけれども、従来こういった検討があったかということに関しましては、平成10年にかなり大きな養成課程の見直しがございまして、そのときにもこういった検討会を設けて検討をいただいているという経緯がございます。

大崎座長 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、この問題はこのワーキングで検討したときからも、侃々諤々といいますが、いろいろな意見が出た問題でございますので、それが非常に順調に進んでいるということは、私どもとしては大変感謝したいと思います。引き続き、ぜひ前向きな検討を続けていただければと思います。

先ほど森下委員から御指摘があった地方自治体によって対応がばらばらなのではないかという問題は次の議題でございます「2．移動理美容車の許可基準の在り方の見直し」にも深くかかわっておりますので、ぜひその辺も留意して、先ほど御説明いただいた件についても検討していただければと思います。

次は「2．移動理美容車の許可基準の在り方の見直し」に移りたいと思うのですが、本件はいわゆる規制改革ホットラインを通じて受け付けた要望でございますが、いろいろな都合がございまして、事務局から資料を提出して説明をするという形で進めたいと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明させていただきます。

本件の検討につきましては、今年の5月に日本商工会議所から規制改革ホットラインに提案がなされたことを契機としております。

本日、要望者である日本商工会議所の皆様はどうしても御都合がつかないということではありますが、本日、ちょうど理美容の件についてのフォローアップもありましたので、本日取り上げるのが適当と判断いたしまして、説明は事務局からさせていただく次第でございます。

移動理美容車とはどういうものが資料2 - 1の1ページ目で、関連する業者さんのお許しを得まして写真を3つほど付けております。移動理美容車とは、車両の内部に必要な

設備を設けてその中でサービスを提供する車を指しておりまして、車が移動できる場所であれば対象を問わず安全で衛生的な出張サービスが受けられるということでございます。

この例は2トントラックを改造して、普通でしたら荷物を置くスペースを美容の施術ができるように改良したものでございます。広さは約10平米ぐらいだそうです。このようなものが典型的なものでございます。

次のページに「規制改革ホットラインへの要望（平成27年5月18日）」と記載させていただいております。繰り返しますけれども、要望者は日本商工会議所。要望の内容は「『理・美容車』に関する国による統一基準の設定」でございます。

理由でございますけれども、理容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかし、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準をそのまま「理・美容車」に適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースが狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっていることから、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成する必要があるということでございます。

あとは事務局から、3ページ以下でその要望に関する補足を若干させていただきます。この移動理美容車のようなサービス形態につきまして、後で厚生労働省からも説明があるかと思っておりますけれども、厚生労働省から都道府県等への疑義照会への回答という形で、一般の店舗の施設と同様に取り扱って差し支えない旨の見解が示されているということ。

2つ目が、この理容所・美容所の面積の基準に関しましては、現状としては理容師法12条、美容師法13条における店舗の開設者が講じなければならない措置のうち「その他都道府県等が条例で定める衛生上必要な措置」の中に含まれていると記載されておりまして、こうした措置について、国から統一的かつ具体的な指針は示されておらず、結果的に自治体ごとに異なる規制がしかれているという状況でございます。

「（参考）：国から都道府県等に示されている衛生管理に関する指針」は昭和56年のものですけれども「作業場は作業及び衛生保持に支障を来さない程度の十分な広さを有し」云々ということございまして、指針としてはこの程度のものしか示されていないという状況でございます。

最後のページ「要望に関する補足」は、総務省においては従前から「規制の簡素合理化に関する調査」が行われておりまして、平成26年度ですと10月14日に公表されておりますが、この中にも同様の問題提起がなされております。そのとき調査が行われた11都道府県のうち9都道府県で店舗の床面積基準をそのまま理美容車にも適用していたことが判明したということで、これは総務省のホームページ等でその調査結果が公表されているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、本件について、厚生労働省からの御説明をお願いいたします。

厚生労働省（長田生活衛生課長） 議題2は資料2-2という形で用意をさせていただきました。

先ほどの事務局の佐久間参事官からの御説明と重複する部分があるかと思いますが、まず2ページで移動理美容車に関する取り扱いの現状、位置付けについて説明をさせていただければと思います。

まず「1. 理容所及び美容所に関する制度の現状」でございますけれども、理容所も美容所もいずれも同じでございますが、その開設者は構造設備について都道府県知事の検査を受けて、措置を講ずるに適する旨の確認を受ける必要があるということになっております。理容所・美容所の面積に関する基準については、国で具体的なものを示したものはございませんで、「その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置」として、都道府県が必要に応じて定めているのが現状となっております。

ポイントとしては、この面積基準に関しては都道府県が定めること。国が定めたものは、そもそも店舗型の理容所・美容所についてもないということでございます。

次の3ページの「2. 移動理美容車の取扱い」につきまして、過去の疑義照会回答で示しておる見解でございますけれども、移動理美容車については、一般の固定施設による理容所と同様に、理容所として取り扱って差し支えないということでございます。すなわち先ほど出張理美容の議論がございましたけれども、店舗を持たないのはあくまでも理容所・美容所以外でサービスを提供する出張理美容であるのに対して、この移動理美容車はあくまでこの移動理美容車そのものが理容所・美容所だと捉えて運用しているわけでございます。

その上で今回、こういう御提案をいただきましたので、改めまして都道府県等におきまず移動理美容車の状況について調査をさせていただきましたのが4ページでございます。

都道府県と保健所設置市区にわけておりますが、理容所・美容所の開設許可につきましては都道府県知事に基本的には権限がございますけれども、保健所を持っている市、また保健所を持っている東京都の23区につきましては、そこに権限が降りておりますので、都道府県と保健所設置市区で分けさせていただいております。

許可件数はここに掲げたとおりでございます。平成25年度は合計で213件。平成26年度で言いますと219件で、平成25年度から平成26年度にかけて若干増えている状況になっております。

次が5ページで、問題提起がなされております基準にかかわる状況について調べさせていただきました。まず一般の店舗と移動理美容車の基準を分けているのか分けていないのかということで、移動理美容車の基準を別に設けているところが全部で61都県市区ということでございますが、その中で一般の店舗に比べて移動理美容車について面積基準を緩和をしているという自治体が25都市区。25都市区というのは、東京都と東京23区が含まれておりますので、要は東京で24。それ以外が具体的には松山市という状況でございます。

東京都以外のところでは、唯一松山市さんが定めているということになっているところがございます。

最後は6ページで「4. 御提案に対する考え方」でございます。繰り返しになりますけれども、面積の基準は都道府県等において定められているということでございます。理容所・美容所として衛生上講ずべき措置については、移動式であっても施術中は移動しないということでございますので、移動式であることのみを理由に全国統一の面積基準を設ける必要性は必ずしもないのではないかと。

ただ、それぞれの地域の状況によってネックになり得ることがもしあるということであれば、それぞれの地域における実情を考慮していただく中で、どのような措置が講じられるかを、各自治体で適切に御判断をいただくというのが適当ではないかというのが私どもの考え方でございます。

なお、先ほど事務局からも御紹介がございましたけれども、総務省からいただきました勧告を踏まえて、今年の3月にこの理美容車の許可の状況について、都道府県に対して情報提供を行うという対応を行わせていただいているところでございます。

説明としては以上になります。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の件について、委員、専門委員の皆さんの御意見、御質問をお願いしたいと思います。

森下委員、どうぞ。

森下委員 最後の平成27年3月開催の全国健康関係主管課長会議による情報提供を行ったということなのですが、これを行った結果はどうしたか。改めないといけないところがあったのか、それとも「はい。聞きました」で終わってしまったのか、その辺はどんな感じなのか。

間違った指導をしていたということがちゃんと理解されたのでしょうか。

厚生労働省(長田生活衛生課長) 間違った指導とはどういう趣旨でございましょうか。

森下委員 統一的な基準でされているというのが本来の趣旨なわけですよね。各都道府県で違うというのではなくて、御要望があったように統一基準の設定をするということで、これは厚労省からすると統一基準があってしかるべきだともとも思われているからそのようにされているのでしょうか。

厚生労働省(長田生活衛生課長) 違います。

森下委員 違っていてもいいという前提があるのですか。

大崎座長 厚労省のこの紙で拝見すると、これは移動式であることのみを理由に全国統一の基準を設ける必要性はないという御判断なのですね。

森下委員 でも、それは違っていいということをお認めることなのですか。

大崎座長 私はすごく疑問に思うのですけれども、基準というのは最低基準ですよね。必ず守らなければいけない基準ですよね。

ですから、例えば「都市部で駐車ペースの確保が困難な場合など、地域における実情を考慮して」と書いておられるのですけれども、都市部ではなくて駐車スペースが幾らでもあるからある程度大きなものがとめられるというところであれば、最低基準はクリアした上でもうちょっと大きな車を走らせたっていいわけですよ。

だから何で最低基準を統一することができないのかの理由にあまりなっていないような気がするのですが、いかがですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長） そもそも最低基準を設定するかどうかという議論はあるかと思いますが、全体として地方分権の時代の中であって、あえて最低基準という今までないものについて基準を設定する必要性があるのか。

それぞれ各地域の実情の中で設定されてきたものは、我々としては一定尊重する必要があるのではないかと考えております。

大崎座長 ちょっとわからないのですけれども、規制改革会議の基本的な考え方は、経済活動を不当に制約しているような非合理的な規制は無くしていこうということなのです。地方の実情と称して非合理的な制約が加えられるような場合は、それは適切ではないので全国一律に取り払っていったほうがいいという考え方なのです。

ですから、厚労省としては基本的に、例えば店舗の基準と同様な理美容車の面積の基準があって、例えば13平米ないと移動式の車は走らせてはいけないというのは極めて合理的だという御判断なのですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長） そこも含めて、そもそもこの13平米そのものが国で定めたものではないので、そのことについて各地域の中で、もともと別にこれは条例などで変えていただける話でございます。

大崎座長 川本専門委員。

川本専門委員 今のお話ですと先生方の認識とご説明に大分ギャップがあるように思うのですけれども、結局衛生上必要な措置として各都道府県が定めるわけですよ。衛生上必要だと考えるのは、確かに今の制度からすると、移動車の話に限らず、そもそもの制度として別々に各県がそれぞれ基準を設けてやっているということですよ。

その場合に、衛生上必要という観点というのは、本来国民として見るとどこの県に住んでも同じではないかと思うので、そういう意味から言うと、例えば全国で最も厳格でない基準でも特に問題がなくてやっておられているところがあれば、それを厚労省として必要と認められるのはこの基準でありますと、都道府県に言っていくのが本来の行政のあり方ではないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

厚生労働省（長田生活衛生課長） 今回、この御提案をいただく中で各都道府県に対しての調査を実施させていただきました。当然、調査に御協力いただいたことについてフィードバックをすることは必要なことだと思いますので、その限りにおいて参考となる情報という形で提供させていただくことはやぶさかではございません。

大崎座長 それはどこの県はこんな基準ですというのをほかの人たちにも知らせるとい

う意味ですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長）　そうです。

道垣内専門委員　事情はよくわからないで聞くわけですが、邪推かもしれませんが、この基準を厳しくすると、既存の店舗の人たちにとって、新規参入に対する障壁になるわけで、それを緩和しようというインセンティブは既存の業者としては働かないのではないかと思います。それはしかし営業の自由に対する制約を課すわけで、衛生を名目に不合理な干渉をすることは許されないのではないかと思いますのですが、そのあたりはどうか。

この法律上、一部の規制は都道府県に任せると書いてあるから、各都道府県でばらばらな規制になっているのだと思うのですけれども、その在り方自体、いかがでしょうか。

厚生労働省（長田生活衛生課長）　だからまさにその合理性を各条例に委ねられた都道府県で判断をされているわけでございますので、その現状、実態は一定程度尊重しないといけないのではないかと考えている。

ただ、こういった議論があって店舗とそうではないところで異なる対応をしている自治体があるのは事実でございますので、そういったことはしっかりと伝えて、それぞれの自治体で受けとめていただけるような材料を提供することは必要かと思えます。

大崎座長　要は厚労省としては価値判断をしないということをおっしゃっているのですか。

店舗より基準が緩和され、5.1平米でもいいと言っているのは多分東京都か東京都内の区なのではないかと思うのですけれども、これが衛生上必要な最低限の基準を下回ってしまっているものではないというか、あるいはそうであるかとかいうことについては、厚労省としては判断しない。ただ、現実にそういうものがあることを全国に周知したいとおっしゃっているわけですね。

そうすると、その数字を見たときに13.2平米ないとだめだと言っているどこかの県が5平米でもいいという判断もあるのだなということ、もしかしたら基準を緩めるかもしれないけれども、やはり13平米ないとだめだと思うかもしれないという感じですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長）　むしろ面積の数値というよりは、一般店舗と移動車について、全く同じ一律の基準なのか、そこに違いを考えるのかということに関して、こういった違った対応を行っている自治体があることについての情報をお伝えすることによって、そこについての課題認識を持っていただくことはあるのかなという趣旨で申し上げました。

大崎座長　どうぞ。

森下委員　根本的なところで厚労省の方にお聞きしたいのですけれども、厚労省としてはこの移動理美容車がふえることで高齢者の方とか介護が必要な方とかの利便性が上がるということはいいと思っているのですよね。

もしそう思っているのであれば、当然ながらよりこうした移動できる理美容の関係の方

がお仕事をしやすいようにしていく。当然それもいいだろうという理解だろうと思うのですが、たとえども、だとすると過剰に、必要以上に面積を要求しているところであったり、あるいは必要以上にそうした措置が要求されていることに関して言うと、介護を自宅でやろうという全体の流れの中で言えば、当然もっとやりやすいようにした方がいいのではないかと話のロジックとしてはなっていくと思うのですが、その考え方自体はあまりとりたくないということなのですか。その理解は同じでいいという理解なのですか。

大崎座長　そこで補足的に申し上げますと、全国一緒でなくてもいいと盛んにおっしゃるのですが、例えば理美容車をつくる人たちからすれば、全国の基準があれば同じ型式のものをどこへでも販売できるわけですね。ところが県によって違っていると何県用というものをわざわざつくらなければいけないことになって、コストが上がってしまって普及しませんよね。そういうこともあまりお考えにはならないのですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長）　今、御指摘をいただいた普及の御趣旨を別に否定するつもりは全くございません。

森下委員　否定するというか、賛同してもらえとかそういうことです。

大崎座長　私は別にお願ひすることではないと思う。厚労省としてより困っている人たちが使いやすくなることを積極的にやってほしいと思っているのですが、お願ひして認めてもらうような筋合いのことではないと思うのです。

厚生労働省（長田生活衛生課長）　ですから、面積の基準に関しては、もともとの根っこの制度設計がいいかどうかという議論はあるかもしれませんが、都道府県に委ねられている中ずっと運用されてきたという状況は、一定尊重する必要があるだろうと考えておりますので、その中でいろいろな今の取り組みの実態だとか、場合によってはこういった御指摘をいただいているといったことも含めて情報提供する中で、各自治体としての取り扱いについての検討を考えていただく。

大崎座長　川本専門委員。

川本専門委員　制度的なところを不勉強で恐縮なのですが、これは基本的に都道府県に委ねるといふ制度なのですが、もし行政が適切ではない、衛生上必要以上の措置をとっているという場合に、厚労省や国が何か是正なりを勧告の措置を法律上は一切できないという制度なのでしょうか。

厚生労働省（長田生活衛生課長）　これは多分衛生だけではなくて福祉の世界などもそうなのだろうと思いますけれども、一般的に国が最低基準みたいなものを定めているものについて、例えば福祉で言えばより高福祉のものにする観点から自治体が上乘せの規制をすることは十分あり得ることで、それは衛生行政においても同じような話だろうと思いますので、よほど国で定めたベースに対して合理的ではない上乘せ規制が行われているものでない限りは、そこは各自治体の基準条例は尊重すべきものではないかと思ひます。

刀禰次長　座長、よろしいですか。

先生方が御議論になっている点につきましては、地域活性化のワーキングでこれまで大

分議論をしております、本会議でも多少議論が出ておりますけれども、分権のもとでの国と地方の規制のあり方をどう考えるかということで、ほかの分野でも時々議論が出ている点でございます。

すなわち、国が一定のルールを決め、さらに地方でルールを決めていいとなっているものがございますけれども、そうしたときにそのルールがばらばらになってくるということで、制度当初はそういうことだったのかもしれませんが、現状においてそういうことがよるしいのかどうか。

地方分権は、近年、国がずっと推進していることですがけれども、他方で経済活動が広域化しているということも考えて、そういったときにどういうことを考えるべきだということで、これは今期、規制改革会議全体としても頭の整理をしていこうとなっているところでございます。

法制度の考え方としては、もちろん国が一定の国としての基準を決めること自体は国の立法権であり得るわけですので、一定の必要な基準を国で決めるということはあるかと思えます。

また、次の別の考え方としては、地方に委ねた場合に、今で言うと普通は指導的な助言という位置付けになりますけれども、国が一定のガイドラインのようなものを定めることもあるわけでございます。

また、個別の点について、今、厚生労働省から少しありましたけれども、あまり合理的ではないような規制があるのではないかとというときに、いろいろな形で指導することもできなくはないという部分でありまして、そういったことを個別の分野でどこまでやっていくのかがいろいろな法律制度のもとで課題になってきている。

分権をしている以上は、現行の法制度の建前ではあくまでも条例制定権なので地方自治体の責任において条例を制定していくわけですから、そこで合理的ではないものが仮にあったときは地方の中でまた議論をいただくということが基本的な建付けになっているわけですが、一つは他との情報の違いがわからなければなかなか気づかないこともあるだろうということもあるでしょうし、地方の中で、例えば規制改革会議とかで議論が出てくるような既得権の方が強くなっていけないのではないかと議論があるでしょうし、そういったものについてどのように考えていくのかということなのです。

地域活性化の観点からしますと、一つは地方版の規制改革会議をつくっていただく提案をしているのは、地方みずからがそういったものを見直していただく機会を設けるのがいいのではないかとということで、既に先ほどの答申、閣議決定の中で決めて今期は推進をしているということで、まだ実現はできておりませんが、そういう会議の設置をしていただければ議論が動くのではないかとすることが一つ。

もう一つはそもそもの法制度のあり方について、分権のもとではあるけれども、やはり企業活動の広域化とか経済の活発化を考えたときには、もう少し考えたほうがいいことがあるのではないかと議論がございまして、それについても議論をしているというところ

ろでございます。

本件につきましては、まさにそのような事例の典型的な例の一つではございますけれども、事務局的にできれば先生方と厚生労働省で整理していただけるとよいかと思っておりますのは、そもそもこの場合に、衛生上の基準ですから恐らく理美容の法律ができたころはまだまだ日本の衛生環境があまりよくなかった時代なので、あまり狭いところでやってしまうと非常に衛生が悪くなる可能性があるということで、一定の面積基準を定められた時代的な背景も多分あるのかなと推察いたしますが、現在のような状況で、例えばお客様が入ることを考えて面積をわざわざ狭くしてやる人たちはあまりないと思うので、できれば可能な範囲で最低基準があったとしても、広くとれるものは皆さんにとっておられることも当然あると思いますが、いずれにしても、面積の大小が衛生状態にどこまで関係するのかということ。

どんなに狭くても衛生をクリーンに保つことは今の技術では全く可能でございますので、作業の方が動き回られるスペースは当然作業する観点でつくると思いますので、衛生上の基準としてそもそも面積基準を設けることが合理的な規制なのかという点が一点、論点としてあろうかと思えます。

次に、仮にそういうものがあつたときに店舗と移動車みたいなものがあるわけですが、そういったものについてどのように考えるべきか。ある意味では作業の台の数によって、台が一つであれば必要な面積はどちらで申しても恐らく変わらないという議論もあり得るのだらうと思えますので、緩和していいというのは逆に言うとうる理屈なのかというのややわかりにくいところもあるのです。

逆に言えば本当の最低基準は非常に小さなもので済むのではないのかなという気もいたしますが、そもそもそれが必要かどうかもありますし、必要だとしても本当にそういう面積はどう考えるべきなのか。

最低基準が地域によって違うことが、まさに衛生上の観点から国として正当化できるのかについて、現在の法制度上は地方の判断になっておりますけれども、国の厚生労働省としてどうお考えになるのかを御確認いただければとよろしいかなと思っております。

大崎座長 そのこのところは今のところいかがお考えですか。

つまり、衛生を確保するために面積基準は必要だということですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長）そこは程度問題だらうと思うのですが、あまりに狭隘過ぎるとするのは適当ではないと思いますが、ただ国としては、その広さは現状においては国として定めているわけではないのです。

松村座長代理 厚労省の指摘も、もっともな側面はあると思います。ここの要望が、そもそも最低基準を設けるのは合理的ではない、今どきどうしてこんなものが必要なのだという格好で出ていたとするならば、今のような議論かもしれないのですが、今回は移動車のほうだけ。

したがって、真正面から地方と国の役割の問題を取り上げているわけではなく、しかも

固定型のものは文句を言っていないのに移動のところだけ言って、ここだけ区別する理屈は一体何なのだという反論はもっともで、厚生労働省もこういう回答をされたのだと思います。

しかし、一方で移動のほうが規制されることによる口入は明らかに大きい。店舗は必ずしも標準化されているものではないと思いますので、土地の余裕があるところで大き目の最低基準があっても損失はひょっとして小さいかもしれない。しかし移動型のところで同じ基準を強いられるのでは、経済厚生に与える影響はまるで違う。そういうことがあるのは御留意ください。これが1点目です。

2点目です。最初の議題の出張理美容と混乱してしまったのですが、きょうの最初の議題で出てきた出張理美容とは必ずしも移動車で行うものではなく、理容師1人がその人の家まで出向いてやるというのも含んでいるわけですね。そこまで考えると、衛生とかという観点から見ると、移動車の方が監督しやすいと思います。移動車でやるのが望ましいのか、家でやるほうが望ましいのかという点は、少し考えていただきたいのです。

認知症とか骨折だとかで理美容院に行くのは難しいという人でも、施設の前にある駐車場まで行くことは可能かもしれない。移動車であれば可能なのだが固定の理美容院に行くのは難しいケースで、しかしこんな厳しい基準だと移動車が普及もしないし、あるいは普及したとしても施設の前の駐車場スペースではできないということになると、選択肢としては今日、最初の議題で出てきたほうに行かざるを得ない。

衛生上の観点から見てそちらに誘導するのが本当にいいのか。あるいはむしろ移動車に誘導するほうがいいのかということは、まさに衛生上の観点からきちんと考えていただきたい。

実際に使いにくいからこういう要望が出てきているわけですが、もし車のほうの規制が今のまま放置されてとても使いにくいとすると、出張理美容のほうの規制緩和はこの程度で本当に大丈夫なのかという議論にもはね返ってくると思います。

仮に既得権益を守るために規制緩和に反対していた人も、出張理美容がもっと拡大すべしという議論になるよりは、こちらを全国统一で普通の車でやれるほうがいい、ということだってあり得ると思う。原理的に2つを分けるのはおかしいという御意見は確かに承りましたが、いろいろなところにはねる問題でもあるので、もう一度ここだけ何か対応できないかをお考えいただく余地はないのでしょうか。

大崎座長 今の松村先生の御指摘は全く賛成でして、前に出張理美容の議論をしたときに、私などは割と出張理美容は幅広く認めていいのではないかと気楽に考えていたのですが、森下委員から衛生管理上の問題で、設備がちゃんとしていないところへ行ったらいろいろ出てくるという御指摘があって、なるほどと思ったのです。

でも、この理美容車はそこがしっかりしているのが大前提ですよ。車は理美容所に準ずるといって、理美容所と同じように扱えるもののはずですよ。

いかがですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長） 全体としていろいろなニーズがあるわけですので、

こういったもの、移動理美容車あるいは出張理美容も仕組みとしては既に動いているわけですので、その辺のバランス、兼ね合いをどのような形で整理していくかということかと思えます。今すぐに答えをと言われても申し上げるのは難しいですけれども、御意見としては承らせていただきました。

道垣内専門委員 合理性の点なのですが、椅子が幾つあるかというのは関係なく最低面積の基準なのですか。そうではないのですか。1個当たりの最低なのですか。

厚生労働省（吉岡生活衛生課課長補佐） 自治体に聞いたところでは、最低基準として2脚のところもあれば3脚のところもあります。したがって、面積が広いところは最低3脚という設定をしているところもございまして、さらに1脚増えるごとに3平米程度増えるような傾向もあるようです。

道垣内専門委員 その3脚とか2脚ですが、それは最低限必要な数ですか。1脚だけやりたいと思ってもできないということですか。

厚生労働省（吉岡生活衛生課課長補佐） 申し上げたのは、基本的に普通の店舗と同じ基準しか設けていないところがそういう傾向にあります。したがって、別の運用をしているところは、面積だけを示しておりますので、席数まで示しておりません。

道垣内専門委員 資料2-1の一番右の写真を見ますと2つぐらい椅子が置けそうな気がしたものですから、どうなのかなと思って伺いました。全体としてあまり合理的ではない感じがしますけれどもね。

厚生労働省（吉岡生活衛生課課長補佐） 基本的に椅子の数があるということなのですが、それだけで最低面積を決めているわけではなくて、理容所・美容所として本来必要な消毒の設備であるとかそういったもの。要は作業場として使うスペースとして最低限必要なものとなりますので、1脚当たりで増やしていくものに比べますと、最初の面積は広めに設定しているようです。

大崎座長 よろしいですか。

どうぞ。

久保利専門委員 非常に素朴な疑問ですけれども、この車に3脚なければいけないとすると、3脚あるということは3人お客さんが同時に入ってきて3人が同時に施術を受けるということですよ。大勢のスタッフをかかえるとそんなに安い料金でできるわけもないと思うし、本当に3人お客さんが同時には行かないとすると、実は1脚しかなくても用は足りたのだという話になる。

ほとんど全体としてかなり不合理な制約を課しているような気がするのですが、3脚とか2脚とかを前提にせず、それを1脚でも良いと考えたらどうだということを厚労省から地方に流すということはできないのでしょうか。

大崎座長 私も同じような感じはしまして、やはり厚労省として移動理美容車はいいものだと本当にお考えなのであれば、こういうものがより使いやすくなるようにぜひ前向きに検討していただきたいと思うのです。

悪いものであるとお考えなのだったら、それはそれでまたいろいろと議論しなければならないと思うのですが、どうなのですか。

厚生労働省（長田生活衛生課長） 繰り返しになりますけれども、今の制度上の建付けとかも含めて考えないといけませんので、その点だけを取り上げてこうすべきというところに関して即答を申し上げるのは私としては難しい。先生方の問題意識としては十分承らせていただきました。

大崎座長 事務局。

刀禰次長 一点、今のそういった点を御検討いただくときに、我々が見ていきますと、あくまでもこれは衛生上必要な措置なのです。ですから、営業上このぐらいたといたいいなとかいうことは本来関係ない話ですので、そういう意味では本当に2脚、3脚が最低基準になっているのは営業の自由の不当な制限のような気もするものですから、どうして衛生上のものとしてそういう広い面積を定めることが可能なのかも一緒に御検討いただけるとよろしいかと思えます。

厚生労働省（吉岡生活衛生課課長補佐） 一点補足させていただきます。

理美容車の基準を別途設けているところは、面積だけではなく、移動式に伴う給排水設備であるとかごみ処理設備であるとか、いろいろな設備の基準が必要になりますので、それぞれ定めているということでもございますので、一概に作業場の面積のみで車の大きさが決まるわけではないということは御理解いただきたいと思います。

大崎座長 よろしいですか。

それでは、この件についての議論はここまでとさせていただきますが、この問題は引き続き検討してまいりたいと思えますので、何とぞよろしくお願いいたします。

（厚生労働省退室 文部科学省、経済産業省入室）

大崎座長 それでは、時間でございますので、引き続き本日の議題「3. 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等（フォローアップ）」に移らせていただきます。

本件は国立大学法人がファンドを通じて大学発ベンチャー等に出資することが可能になったということを踏まえまして、参考資料2にございますとおり第2期の答申に盛り込まれた項目のうち、昨年度末時点で措置済みとなっていなかった項目についてのフォローアップを行うものでございます。

関係府省として文部科学省及び経済産業省に御出席をいただいております。

文部科学省は大丈夫ですか。もし問題がなければ資料3について御説明をお願いしたいのです。

文部科学省（谷村国立大学法人支援課課長補佐） 文部科学省国立大学法人支援課で課長補佐をしている谷村と申します。本来であれば当局担当の義本から御説明させていただく予定でございますが、所用により遅れておりますので、時間の関係もあり私から御説明させていただきます。

資料3でまず制度の概要について御説明させていただきます。官民イノベーションプロ

グラムと呼ばれる制度でございますが、本制度は国立大学の研究成果を活用する大学発ベンチャー等を支援することを通じまして、各大学における教育研究活動の活性化や研究成果の活用促進という政策目的を実現しようとするものでございます。

我が国の大学発ベンチャーでございますが、近年、設立数が大きく減少している状況でございます。その原因としては研究開発を進展させる上での技術的な課題もしくは資金の不足、さらには企業経営面での課題を乗り越えるための人材不足等が課題として挙げられていたところでございます。

このような状況の中、認定特定研究成果活用支援事業者と呼ばせていただいておりますが、一定の要件を満たしたベンチャー支援会社に国立大学法人等が出資することを可能とする産業競争力強化法が一昨年の臨時国会において成立しておりまして、昨年の4月1日から施行されているところでございます。

今般の制度改正によりまして、国立大学法人等の研究成果を活用する大学発ベンチャーにおける実用化の進展が図られることによりまして、国立大学法人等における研究との相互作用が生じることが期待されるところでございます。

では、具体的に指摘事項に沿いまして御説明させていただきます。まず指摘としていただいております「国立大学におけるベンチャー育成のための環境整備等（事業者における適切な体制整備）」につきまして御説明させていただきます。

今、申し上げましたとおり、産業競争力強化法の施行を受けまして、具体的には東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学の4大学でベンチャー等支援会社を通じて大学発ベンチャーに対する支援を行うため、今まで全学的な体制、ベンチャー等支援会社における経営や知見のある役職員の確保と準備を進めてきたところでございます。

ベンチャー等支援会社の業務執行体制につきましては、配付資料の25ページにございます「特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針」に記載してありますとおり、文部科学省、経済産業省におきまして、専門的に人材が確保されているのか、事業計画の認定の際に審査させていただいているところでございます。

具体的には、25ページの右の二（１）の（ ）と（ ）をごらんいただければと思いますが、簡単に申しますと、会社としての意思決定を行う取締役会の役員のうち1人以上を社外かつ学外の者とし、公平かつ中立な判断が行えること。さらには、支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を審査する合議制の機関を整備すること。加えまして、監査役が取締役の業務執行を適切に監査するなど、会社内のガバナンスが確保される仕組みがとられているところでございます。

文部科学省、経済産業省におきましては、各大学が当該体制を整えていることを確認した上で、事業計画の認定をさせていただいているところでございます。

また、事業計画の認定に当たりましては、8ページにあります「特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令」をごらんいただければと思います。9ページの左に第二条の2項2号りがございますが、特定研究成果活用支援事業を実施するに当たりまして必

要な資金の用途及び調達方法についての内訳を記載した書類をケースごとに求めておりまして、文部科学省、経済産業省におきまして事業の内容等が合理的かどうかを審査した上で認定しているところでございます。

続きまして、指摘事項「業務執行法人等の統制」について、資料28ページから始まる「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」に基づき御説明させていただきます。

29ページ左下の第一条第二項ホに記載させていただいておりますが、国立大学法人から認定特定研究成果活用支援事業者への出資認可に関しましては、大学においてまず全学的な体制が構築されていること。さらには外部有識者の助言を得つつ、当該事業者における特定研究成果活用支援事業の実施状況を定期的に把握して評価する体制が構築されることを文部科学省において認可基準に指定しているところでございます。

各大学におきましては、国立大学法人の投資事業の知見を有する外部有識者により構成される外部評価委員会を設置しているところでございまして、当該委員会が認定特定研究成果活用支援事業者のモニタリングを実施するスキームをつくっているところでございます。

また、各大学における事業者の選定に当たりましては、3ページ目の「国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会」におきまして、認定特定研究成果活用支援事業者が技術や経営に知見のある役職員等を確保しているかなど、事業者が高い専門性を有することについての厳正な審査をさせていただいているところでございます。

続きまして、指摘事項「業務執行法人等の選定」については、先ほどと同様の資料28ページからの「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」に基づき御説明させていただきます。

29ページの第一条第二項ロに記載してありますように、出資に当たりましては各大学において役員会の議を経るほか、経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会のそれぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていることを求めるところでございます。

各大学におきましては、当該事項に関する記録保持が適切に行われていることを文部科学省においては確認させていただいているところでございます。

最後になりますが、指摘事項「成果の評価」と指摘事項「制度の在り方」をあわせて御説明させていただきます。

資料4ページから7ページの「平成26年度に係る業務の実績に関する評価について」は、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学の各4大学の平成26年度の実績を記載した資料でございます。先ほどの国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会で実績を審査していただいたものでございまして、本事項をさらに国立大学法人評価委員会総会においても報告させていただき、総会としての了承もいただいたものでございます。文部科学省におきましては、毎年度このような形で各大学の進捗を評価させていただいて

おりますし、それを国立大学法人評価委員会において評価していただくといったスキームをとっているところでございます。

簡単でございますが、私からの説明を以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

佐久間参事官 補足ですけれども、今、文科省さんの説明で指摘事項 と話が あったと思いますが、これは参考資料2の のところが指摘事項 で、以下 が指摘事項 、 が指摘事項 、参考資料の最後の と が指摘事項 と に対応しております。確認のため補足させていただきます。

大崎座長 ありがとうございます。

義本審議官がいらっしゃったので、もし何か追加がありましたらお願いします。

文部科学省（義本審議官） 谷村が申し上げたとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いします。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問や御意見がございましたらお願いします。

川本専門委員。

川本専門委員 ありがとうございます。

いろいろな議論の経緯を経て提言があり、それにのっかって進められているということで引き続き関心を持っています。官民ファンドという公的なファンドの一つのカテゴリーがございますけれども、官民ファンド自身も乱立し過ぎているのではないかと指摘があります。本件はむしろそうした官民ファンドにもならないかもしれない。官がお金を出しているだけという実態になるのではないかとということで、民間からもできるだけ出資をしてもらいたいと思っています。

昨年の議論の過程で申し上げたのですけれども、イスラエルなどの例では、民間の出資がマジョリティーになるくらいのファンドをつくらないと、きちんと投資規律が働かないのではないかと考えています。その点現状はどういう感じでしょうか。

文部科学省（谷村国立大学法人支援課課長補佐） ありがとうございます。

川本専門委員がおっしゃったことはまさに文部科学省と経済産業省におきまして、事業計画を認定する際に各大学からの説明で重視させていただいた分でございます。

具体的には配付資料26ページの右の（6）にございますが、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないように、民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対して、民間事業者等から出融資者の資金を可能な限り確保しながら率先して支援を行うものであるということは、まず認定の条件とさせていただきます。現状、東北大学、京都大学、大阪大学につきましてはファンドが組成されておりまして、そのファンドには大学からの出資金はもちろん、民間からのお金も入った形で運営させていただいているところでございますので、こうい

った指針が実際に守られた上で投資活動が始まっているということでございます。

川本専門委員 それはどれぐらいの割合ですか。

文部科学省（谷村国立大学法人支援課課長補佐） 大阪大学に関しましては、100億円の
出資認可を本年6月30日にさせていただいたところございまして、民間からの資金は
18億入っているところでございます。

東北大学に関しましては、東北大学から認定VCへの出資認可が8月3日に行われたとこ
ろございまして、具体的には70億円の国からの出資に加えて民間から約22億入っている
ところでございます。

大崎座長 ありがとうございます。

多分、川本専門委員がおっしゃりたかったのは、そういう民業圧迫とかではなくて、民
間から見ればまともな投資とは言えないところにお金が注ぎ込まれてしまって無駄に消え
るのではないかという御懸念だったのではないかという感じがするので、やや神学論争か
もしれないのですが、要するにどちらに目つき力があるのかみたいなものかなとちょっと
思ったのです。

そういうことですよ。

川本専門委員 心配する立場なものですからもう一点申し上げるのですけれども、先ほ
どの投資決定をする役員構成で、大学関係者と言ってもいろいろな方がいらっしゃると思
います。その中でルール上は大学関係者以外が1名以上、投資委員会の中のマジョリテ
ーではなく、単に1名以上という規定になっていまして、これはそういうルールでとりあ
えずスタートされるということだったと思うのですが、実際はどのようなのですか。

文部科学省（谷村国立大学法人支援課課長補佐） 実際に官民イノベーションプログラ
ム部会で審査していただいた結果、各大学の役職員は全て学外の社外取締役で構成されて
いるところでございます。

監査役としては、例えば各大学の産学連携担当理事が入っているところございまして、
具体的な社外取締役としての学外者は現状いないというところでございます。

森下委員 大阪大学もやっと動き始めたみたいですが、各大学で組成されたベン
チャーキャピタルの実際のメンバーとか構成とかがあまり表に出ていないように思うので
す。

東京大学も先日、新聞で見ましたが、調べても具体的にどういう方が管理しているかが、
先ほどの話ではないですけれどもあまり見えてこないもので、情報公開をしてもらうのは非
常に重要かと思しますので、各ベンチャーキャピタルの実態を、どういう取締役で構成さ
れているとか、あるいは先ほどあったような、投資に関してどのようなことが決められ
ているかが明確にわかる形でぜひ情報公開を進めていただきたいというのが一点ございま
す。

もう一点は、今回、文科省の中でいわゆる大学におけるベンチャーキャピタルとあわせ
てイノベーションエコサイクルを回すということが、第4期の科学技術基本計画に引き続

き第5期でもそういう内容があると思いますけれども、その場合に民間のベンチャーキャピタルを育てるのは大変重要だと思うのです。

日本の場合、どうしても独立系のVCが弱い。実質上ほとんどないというのが、ベンチャーがなかなかできなかった原因ではないかということで、一部例も出始めていますけれども、やはり非常に弱いと思うのです。

本当は今回のこれだけの補正予算の資金がファンド・ツー・ファンドを含めてそういうところにも一部育成に回るべきではないかと思っているのですけれども、そういった観点があるかどうかという話と、もしなければというか、今後別の形でぜひそういうことを支援したいということがあればお教えいただきたいと思います。

文部科学省（義本審議官） 2点以前お答えした点でございまして、公表についてはしっかり出していくこと自身がその規律を高めていくことになりますので、私どもとしても大学に働きかけて積極的な情報公表について取り組んでいきたいと思っております。

2点目も森下委員がおっしゃるのは非常に大事な点でございまして、基本的な方向としては単に競合しないということだけではなくて、民間のベンチャーキャピタルをどう育成していくかという視点は非常に大事でございまして。

東大については4番目になって時間がかかりましたけれども、今回、学内で議論をして、民間のVCをむしろ支援していくという形で新しくすみ分けをしながらそのあたりに行こう点がございまして、私どもとしてはその辺をしっかり注視して、森下委員が御指摘した点は重要な点でございまして、今後の審査あるいは評価委員会の中で御議論させていただいて取り組んでいきたいと思っております。

大崎座長 私からもよろしいですか。

私はどうもよくわからないのですけれども、ベンチャーにお金を出すというのは、もちろん国としては新しい産業をつかっていきたいとかいろいろな政策的な課題をお持ちだと思うのですが、民間でお金を出す人は、本当はとにかく儲けたいという動機のはずなのです。

その意味では、機関投資家がお金を出すということが非常に重要になってくるように思うのですが、あまり今までこういう類いのものに、純粋な投資家がお金を出したという話を聞かないような気がするのです。

もちろん銀行というのは純粋な投資家ではないとか言うとか何か決めつけているように感じられてしまうかもしれないのですけれども、非常に悪い言い方をするとおつき合いで出資をするという、純粋に投資リターンを得るというよりは、言ってみれば取引関係を強化するみたいな投資家がお金を出すような傾向がなきにしもあらずと思っております、そういう意味でこれは完全に、とにかくリターンを狙っているという投資家の方は今までのところどのくらいお金を出してくださっているのでしょうか。

文部科学省（谷村国立大学法人支援課課長補佐） 実際にファンドが組成されてまだ数カ月しかたっていない状況でございまして、機関投資家がまさにこれからどんどん組成さ

れたファンドに対して出てくるということを期待しているところでございますので、現状は大崎座長がおっしゃっていただいたようなことを我々としてもVCに意識をさせて投資活動をさせていただこうと思っているところでございます。

川本専門委員 今の関連で非常に重要なことだと思うのですけれども、投資家の方にリターンの見込みを数字で示されて資金を募集されているのでしょうか。

文部科学省（谷村国立大学法人支援課課長補佐） 具体的には各VCにそのあたりを確認してみないとわからない部分はございます。申し訳ございません。

川本専門委員 ベンチャーキャピタルということからすると、リターンの見込みがスタートなので、まさに大崎座長がおっしゃったように、見込みを示していないのだとすると、機関投資家と会話するのが多分スタートから難しいと思います。

経済産業省（宮本大学連携推進室長） 一点だけコメントですけれども、民間の資金を入れるということに当たって、我々が議論しているフェーズは2つあります。ファンド設立の当初から入ってくる段階と、実際にバイオの分野であったりITであったり個別の分野に投資する段階。この官民ファンドがお金を入れるときに、その事業に関心を持って、その事業で儲けたい民間の人をできるだけいっぱい入れてやろうということから、2つのフェーズがあるわけです。

大学と議論したときは、ファンドの設立当初からある一部の投資家がマジョリティーを占める形で入ってくると、当該投資家の関係先に投資したいとか、そういうこともプレッシャーとしてあるのではないかという議論もあって、2つのフェーズで入り得るわけです。1段階目では、マジョリティーで入るという形では阪大も東北大もなかなかいかなかったのですが、どちらかと言うと実際に投資案件を決めていく段階で、本格的に民間資金を入れるようにしたいということで議論をしてきたという経緯がございます。

川本専門委員 それはおっしゃるように、銀行であればそういう可能性があるかもしれませんが。しかし、機関投資家、まさに投資を専門に考える組織の資金が入った場合を考えると、具体的な投資プロジェクトを投資委員会が一つ一つ判断していくときに、リスクがこうでこれぐらいのリターンだということで承認していくことでないと、何を基準に投資プロジェクトを認めているのだということになるのです。

そういう意味から言うと、そもそも投資委員会としてちゃんと仕事をしているのかということにもなるので、そこら辺はしっかりとやっていただきたいという感じがいたします。

大崎座長 ほかによろしいですか。

どうぞ。

森下委員 横から申しわけない。

あまり普通のVCと同じことをこの大学の官民ファンドがしたら意味がないといえば意味がないので、そこを金儲けだけ言われると少し困るかなという気もするのです。

今まであった銀行系のファンドができないところになってもらうのが仕事なので、そういう意味ではある程度限定的な要素があるというのだけは少しつけ加えたいと思うのです。

別に文科省さんの肩を持つわけではないのですけれども、ないと困るところなので、ぜひそういうものは残るといのは御理解いただきたいと思います。

川本専門委員 私が申し上げたいのは、リターンのレベルを高くしろと言っているのではなくて、はっきりさせたほうがいいということです。

ですから、このファンドはこういう政策目的なのでこれぐらいのリターンだということをあらかじめはっきりさせないと、後で業績報告を検証されたとしても、どういう基準でこの投資プロジェクトを決定しているのかが判断できないのです。

だから、初めからこのファンドは政策的なものだから通常のベンチャーキャピタルであれば例えば内部収益率30%なのだが、これはもう少し低くてもいい、しかし何%と決めてあります、ということをおっしゃらないと、運営として難しいのではないかと思うのです。

森下委員 それはおっしゃるとおりだと思います。

私がどちらかという心配しているのは、大学の中の論理とかそういうものに引っ張られ過ぎて変な投資をするとか、あるいは非常に偏ったものだけが取り上げられるということがあるとまずいかなということ。

そういう意味では、言っていることは皆さん一緒なのでしょうけれども、内部の目を意識して説明責任がつくような形でぜひ投資をしてやりたいというのは、多分皆さん同じ思いだろうと思います。

後で説明がちゃんとできるようにするということが多分重要だろうとは思いますが、そこはしっかりぜひ文科省さんに頑張ってもらいたいと思います。

大崎座長 よろしいですか。

あとは両省から何か補足的なことはございますか。特によろしいですか。

どうぞ。

文部科学省（谷村国立大学法人支援課課長補佐） 森下委員から最初に御指摘いただいた情報公開の分に関しましてですが、各大学の各ベンチャーキャピタルのホームページ等で役員等の公表は確かにさせていただいているところがございますけれども、もう少しこちらからも積極的に皆さんに情報を提供させるようにさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

大崎座長 ありがとうございます。

本件についても、今後、どのようになっているかウオッチしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

以上をもちまして本日の議事は終了させていただきます。

事務局から何かございましたら申し上げます。

佐久間参事官 次回の日程につきましても、追って事務局から御連絡いたしますのでよろしくお願いたします。

大崎座長 それでは、お忙しいところ皆様どうもありがとうございました。